

うけ給りに参り候、いかゞと申ければ、その事なり、攝政はさればいか成べきぞと仰有て、無左右如本とこそはあるべけれと仰られけるを、たゞとさうなく稱唯して、やがて束帶さはらどならして立ければ、そのうへをばともかくも仰られず、やがて殿下参りて、例にまかせてとく行はれ候べきよし御氣色候と申て、ひしと行はれにけり、如元とこそはあるべけれど、公實が申やうはなぞ、仰られんと思召けるを、あまりにこはいかあるべくもなき事かなど、かざとりていかでかざる事候べきと思ひけるにや、九條の右丞相師の子なれ共、公季思ひもよらで、その子孫實成公成實季と五代までたえはて、ひとへの凡夫にてふるまひて、代々をへて、攝政にはさやうの人のいるべきほどのつかさは、さる事は又むかしも今もあるべきことならずと、親疎遠近、老少中年、貴賤上下、思ひたることを、いさゝかも思召煩ふは、あさましきことかなと思けるなるべし、さりとて又公實の和漢の才に富て、北野天神の御跡をもつぎ、又知足院殿實に人がらやまど魂のまさりて、識者も實資などやうに思はれたらばやあらんする、たゞ外舅になりたるばかりにて、まさしき攝録の子孫にだにへぬ人こそおほかれ、いかに公實もさほどには思ひよりけるにか、又君も思召煩らふべき程の事はとて、この物語はみそか事にて、うちまかせてよの人のしりてさたする事にては侍らぬなめり、されせめて一節を思て、家をおこさんと思はんも、我身になりぬれば誠に又大臣大納言の上臈などにて、外祖外舅なる人の攝録の子孫なるが、執政の臣に用ゐられぬことは一度もなければ、さほどにも思よりけるにや、あまねき口外にはあらねども、かくこそ申つたへたれ、

〔愚管抄六〕九條の右大臣兼實は、文治二年三月十二日につひに攝政の詔、氏の長者と仰下されにけり、去年十二月廿九日より、内覽臣許にて、我も人も何ともなく思てありけるに、かく定りにければ、世の中の人、げにくしき攝録の臣こそ出きたれと思へりけり、さて右大臣いはれけ